

第 757 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 5 年 5 月 30 日 (火) 13 時 57 分～14 時 15 分
場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 4 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 5 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について (資料 1)
- (2) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について (資料 2)
- (3) 小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 3)
- (4) 移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 4)
- (5) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 5)

2 報告事項

- (1) 酒匂川及び早川河口域におけるあゆの採捕禁止に係る委員会指示の公報登載について (資料 6)

3 その他

- (1) 令和 5 年 8 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[参考資料]

- ① 千葉海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)
- ② 静岡海区漁業調整委員会指示 (参考資料 2)

出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- 中立委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 山本事務局長、上原主任主事
- ・ 県水産課 石黒担当課長、井塚 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、原田主査、野口技師、川原技師

議 事

山本事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況につきまして御報告いたします。

本日は委員 15 名中 15 名の委員の出席をいただいております、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長
(櫻本会長)

それではただいまから第 757 回の委員会を開催します。

本日の議題ですが、諮問事項が 5 件、報告事項が 1 件とその他となっております。

それでは議事に入ります前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

小坪委員、小山委員よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは小坪委員、小山委員よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず諮問事項（1）「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 5 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 川原技師

【資料 1 に基づき説明】

議 長

前年度同様現行水準ということですが、この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定します。

続いて諮問事項（2）「くろまぐろに関する令和 5 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。

本件は事前に資料が送付されておりますが説明は当日行うとのことですので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 川原技師

【資料 2 に基づき説明】

議 長

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議長

了承

それではそのように決定します。

続いて諮問事項（３）「小型機船底びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 野口技師
議長

【資料３に基づき説明】

現行許可の許可期間満了に伴う許可の切替えということで、実質的な変更はないとのことですが、この件につきまして何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

特段ないようでしたら諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議長

了承

それではそのように決定します。

続いて諮問事項（４）「移動式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 原田主査
議長
鵜飼委員

【資料４に基づき説明】

この件につきまして何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

この許可の全体数と、いわゆる操業実態、どのくらい操業しているのかをお聞きしたいです。

水) 原田主査

許可の全体数については、現行許可数は７となっております。

実際の操業実態については、現状、人によってかなり差がある状況で、ひととおりの操業実態がある方も多いのですが、中にはない方もいらっしゃいます。

鵜飼委員

これは実態調査されているのですよね。

水) 原田主査

行っております。

鵜飼委員

少し聞いたことがあるのですが、許可の数が非常に限定されており、かつ、操業する場所が非常に操業しにくいと。見てお分かりのようにこのようなところなので、実態調査の中で、漁業者からもう少し許可区域を広げてほしいというような要望は出てこなかったのでしょうか。

水) 原田主査

今回実態調査を行ったのは更新対象となっている１名のみです。

実態調査は今年の５月に行っておりますが、その中では操業区域に関する要望というのは出てきておりません。

鵜飼委員

この許可に関して所属する漁協ですが、横浜東漁協と生麦子安漁業連合組

合も入っているのでしょうか。

水) 原田主査
鵜飼委員
水) 原田主査
鵜飼委員
議 長
委員一同
議 長
水) 原田主査
議 長
委員一同
議 長
委員一同
議 長

こちらの許可については生麦子安漁業連合組合となっております。
生麦子安漁業連合組合のみですか。

現状、生麦子安漁業連合組合所属の方のみとなります。
分かりました。
他に御質問等ございますでしょうか。
特段ないようでしたら諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

了 承
それではそのように決定します。
続いて諮問事項（５）「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。
資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

【資料５に基づき説明】
この件に関しまして御意見、御質問等ございますでしょうか。
特段ないようでしたら諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

了 承
それではそのように決定いたします。
続いて報告事項（１）「酒匂川及び早川河口域におけるあゆの採捕禁止に係る委員会指示の公報登載について」を議題とします。
こちらは先月の委員会で発動を決定した指示が公報に登載されたという報告ですが、この件について御意見、御質問等ございますでしょうか。
特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。

了 承
それではそのように決定いたします。
以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何か御発言等ございますでしょうか。
事務局、水産課はよろしいでしょうか。
それでは本日の委員会はこれで閉会とさせていただきます。
なお、次回は6月26日月曜日14時からの開催となっております。
よろしくをお願いいたします。
どうもありがとうございました。

|

以上